



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

692	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
693	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " ).....	2
694	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
695	管理理容師資格認定講習会の指定	(食品・生活衛生課).....	3
696	管理美容師資格認定講習会の指定	( " ).....	4
697	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	4
698	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	4
699	"	( " ).....	5
700	生活保護法による指定医療機関の変更	( " ).....	5
701	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	5
702	藤崎井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	6
703	貴志川土地改良区の役員の就退任	( " ).....	7
704	県営土地改良事業計画の決定	( " ).....	8
705	木材業者等の登録	(林業振興課).....	8
706	保安林予定森林	(森林整備課).....	8
707	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	9
708	第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可	(資源管理課).....	9
709	公共測量の実施	(技術調査課).....	9
710	公共測量の終了	( " ).....	10
711	"	( " ).....	10
712	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定の解除	(港湾空港課).....	10
713	港湾法による放置等禁止区域の指定	( " ).....	10

### ○ 選挙管理委員会告示

58	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	10
59	政治団体の解散の届出	.....	11
60	政治団体の収支報告書の要旨	.....	11
61	政治団体の設立の届出	.....	14
62	和歌山県議会議員橋本市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	.....	15

### ○ 内水面漁場管理委員会指示

1	漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止等	.....	15
---	---------------------------	-------	----

## 告 示

和歌山県告示第692号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年7月1日まで縦覧に供する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年5月1日

2 名称

特定非営利活動法人ふれ愛たび倶楽部

3 代表者の氏名

宮井淳彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市九番丁4番地の1

5 その他の事務所の所在地

大阪府堺市堺区竜神橋町2丁3番1号

6 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や主に高齢者・障害者・疾病患者等に対して、安心・安全・快適な旅行を通して、ゆとりあるライフスタイルを提案・支援する事業を行うことにより、生き甲斐を持てる住民生活向上と活気ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第693号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年7月22日まで縦覧に供する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年5月20日

2 名称

特定非営利活動法人アイヌ文化研究会

3 代表者の氏名

高田弘子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市貴志川町神戸359番2

5 定款に記載された目的

この法人は一般市民に対してアイヌ民族を含む少数民族文化の理解を深める為、各種研究会や講演等を開催し、文化研究を通じて各地の地域社会における共生、助け合い、しいては世界的な交流に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第694号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成26年5月20日指定した。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	黄金のGT 6月号	12259-06	晋遊舎
月刊誌	黄金のGT BESTofBEST	63412-44	晋遊舎
月刊誌	金のEXSPECIAL	68512-36	大洋図書
月刊誌	CIRCUS MAX 6月号	04099-06	ベストセラーズ
月刊誌	実話BUNKAタブー 6月号	05375-06	コアマガジン
雑誌	決定版TVタブー陰謀大暴露SP	68512-47	ミリオン出版
雑誌	BX THE TABOO	68302-44	マイウェイ出版
雑誌	週刊大衆 5月26日号	20434-5/26	双葉社
雑誌	BLACK NEWS 3	68512-48	ミリオン出版
雑誌	BLACK ザ・タブー	68512-30	ミリオン出版
雑誌	FLASH	27724-5/27	光文社
雑誌	BX VOL.91	17843-6	マイウェイ出版
雑誌	ヤングアニマル No.10	28304-5/23	白泉社
コミック	恋愛白書パステル 6月号	19625-06	宙出版
コミック	aya 6月号	18815-06	宙出版
コミック	妹 ばらだいす! 2		KADOKAWA

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第695号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号

## 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
- (2) 所在地 大阪府中央区谷町一丁目3-1 双馬ビル401号室
- (3) 電話 06-6942-6453

## 3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

第1日 平成26年9月8日

第2日 平成26年9月22日

第3日 平成26年9月29日

(2) 会場

和歌山ビッグ愛

和歌山市手平二丁目1-2（電話 073-435-5200）

4 受講料 18,000円

**和歌山県告示第696号**

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

(2) 所在地 大阪市中央区谷町一丁目3-1 双馬ビル401号室

(3) 電話 06-6942-6453

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

第1日 平成26年9月8日

第2日 平成26年9月22日

第3日 平成26年9月29日

(2) 会場

和歌山ビッグ愛

和歌山市手平二丁目1-2（電話 073-435-5200）

4 受講料 18,000円

**和歌山県告示第697号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
有薬 30-17	かもめ薬局	有田郡湯浅町湯浅2799	平成 26.4.6

**和歌山県告示第698号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有薬 35-26	かもめ薬局	有田郡湯浅町湯浅135-10	平成 26.4.7

#### 和歌山県告示第699号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年 月 日
紀訪 3-26	株式会社グリーンスマイル	紀の川市名手市場1469-2	訪問看護ステーション グリーンスマイル	紀の川市名手市場1453-2	平成 26.4.18

#### 和歌山県告示第700号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項(名称)		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
新薬 30-25	ひかり調剤薬局新町店	オレンジ薬局新宮店	新宮市新町3-2-15	平成 26.5.1

#### 和歌山県告示第701号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番 号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30724007 77	有限会社アクセス	デイサービスセンターもみじ	西牟婁郡上富田町生馬1 190-10	通所介護・介護 予防通所介護	平成 26.1.31
30712012 34	有限会社サンデン工業	サンデン	岩出市吉田242-15植村 テナント2号室	福祉用具貸与・ 特定福祉用具販 売・介護予防福 祉用具貸与・特 定介護予防福祉 用具販売	平成 26.1.31

30724009 42	株式会社ヒトミ介護タク シー	ひとみ介護サービス	西牟婁郡すさみ町周参 見4038-1	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 26.2.14
30723007 20	合同会社みやび	介護ステーションみやび	新宮市新宮3622番地の4 5	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 26.2.28
30111100 81	国民健康保険野上厚生病 院組合	国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198	特定福祉用具販 売・特定介護予 防福祉用具販売	平成 26.2.28
30724009 75	株式会社すもも	ケアプランセンターすも も	西牟婁郡上富田町岩田1 533-1	居宅介護支援	平成 26.3.16
30114100 69	医療法人晃和会	医療法人晃和会谷口病院	海南市日方328	通所リハビリテ ーション・介護 予防通所リハビ リテーション	平成 26.3.31
30725006 42	ジェットシステム合同会 社	居宅介護支援事業所「や まもも」	東牟婁郡古座川町明神1 01-5	居宅介護支援	平成 26.3.31
30712007 15	社会福祉法人紀の川市社 会福祉協議会	紀の川市社会福祉協議会 介護サービス北事業所	紀の川市名手市場144番 地1	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 26.3.31
30714010 57	ケアネットサービス株式 会社	訪問介護ステーションま ほろば	海南市多田362-7	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 26.3.31
30722007 71	株式会社ライフサポート ゆにおん	ケアサポート・ゆにおん	田辺市下万呂588-1	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 26.3.31
30717003 83	株式会社なだいコーポレ ーション	療養デイサービスなだい	紀の川市下井阪605	通所介護	平成 26.4.1
30122104 84	医療法人卓麻会	南紀新庄クリニック	田辺市新庄町2173-1	通所リハビリテ ーション・介護 予防通所リハビ リテーション	平成 26.4.1
30711002 20	社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会	社会福祉法人紀美野町社 会福祉協議会訪問入浴介 護事業	海草郡紀美野町下佐々1 408番地4総合福祉セン ター内	訪問入浴介護	平成 26.4.30
30711003 78	医療法人天竹会	天寿苑(介護予防)訪問 介護事業所	海草郡紀美野町下佐々3 85-1	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 26.4.30
30722008 21	株式会社響	いろは訪問介護サービス	田辺市神子浜2-19-40	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 26.4.30

## 和歌山県告示第702号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 退任した役員(平成26年3月23日退任)

職名 氏名 住所  
 監事 林行一 岩出市岡田153番地  
 監事 藤井清夫 岩出市畑毛231番地

## 2 就任した役員(平成26年3月24日就任)

職名 氏名 住所  
 監事 榎本信一 岩出市大町120番地の1

監事 藤井清夫 岩出市畑毛231番地

## 和歌山県告示第703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、貴志川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（平成26年5月9日退任）

職名	氏名	住所
理事	前田佳胤	紀の川市貴志川町前田569番地
理事	堀内克己	紀の川市貴志川町神戸787番地5
理事	南栄成	紀の川市貴志川町神戸732番地1
理事	米田義忠	紀の川市貴志川町井ノ口103番地
理事	岸本俊延	紀の川市貴志川町北684番地
理事	松本哲茂	紀の川市貴志川町北1312番地
理事	北山宏明	紀の川市貴志川町丸栖344番地
理事	南清和	紀の川市貴志川町丸栖1642番地
理事	山本崇吉	紀の川市貴志川町丸栖568番地
理事	野口道孝	紀の川市桃山町調月1223番地2
理事	野中晋	紀の川市桃山町調月1127番地
理事	大面重視	紀の川市桃山町調月2206番地
監事	前田正博	紀の川市貴志川町前田520番地
監事	岸本寛	紀の川市貴志川町北657番地
監事	谷口遼	紀の川市貴志川町丸栖1624番地
監事	山下廣晃	紀の川市桃山町調月1875番地

## 2 就任した役員（平成26年5月10日就任）

職名	氏名	住所
理事	前田佳胤	紀の川市貴志川町前田569番地
理事	前田正博	紀の川市貴志川町前田520番地
理事	南栄成	紀の川市貴志川町神戸732番地1
理事	小面敏己	紀の川市貴志川町井ノ口230番地
理事	岸本寛	紀の川市貴志川町北657番地
理事	松本哲茂	紀の川市貴志川町北1312番地
理事	北山宏明	紀の川市貴志川町丸栖344番地
理事	谷口遼	紀の川市貴志川町丸栖1624番地
理事	山本崇吉	紀の川市貴志川町丸栖568番地
理事	野口道孝	紀の川市桃山町調月1223番地2
理事	吉田光男	紀の川市桃山町調月1263番地
理事	池田秀章	紀の川市桃山町調月1941番地1
監事	中面哲雄	紀の川市貴志川町神戸553番地
監事	山田真司	紀の川市貴志川町北783番地
監事	南的幸	紀の川市貴志川町丸栖1623番地
監事	山下廣晃	紀の川市桃山町調月1875番地

和歌山県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、基幹水利施設ストックマネジメント事業名田2期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年6月2日から同月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課、御坊市産業建設部農林水産課、印南町産業課

和歌山県告示第705号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6001			平成 26. 5. 8	西牟婁郡上富田町市ノ 瀬2629-2	丸一林業 岡本實	木材	西牟婁郡上富田町市ノ 瀬2629-2

和歌山県告示第706号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市稲成町字勘代1788の4、1788の5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字勘代1788の4・1788の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。



（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第707号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第708号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、平成26年5月21日付けで次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成26年6月30日まで縦覧に供する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁 業 権 者		漁 業 権 の 免 許 番 号	変 更 後 の 遊 魚 規 則 の 施 行 の 日
名 称	住 所		
古座川漁業協同組合	東牟婁郡古座川町高池680番地の1	和内共第26号	平成26年5月21日
古座川漁業協同組合	東牟婁郡古座川町高池680番地の1	和内共第27号	平成26年5月21日
古座川漁業協同組合	東牟婁郡古座川町高池680番地の1	和内共第28号	平成26年5月21日

**和歌山県告示第709号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合理事長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（3級基準点測量）

- 2 作業期間 平成26年5月26日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業区域（和歌山市中の一部）

**和歌山県告示第710号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合理事長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年4月22日から同年12月27日まで
- 3 作業地域 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業区域（和歌山市中の一部）

**和歌山県告示第711号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき日高振興局建設部長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年6月24日から同年11月5日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、みなべ町及び印南町一円

**和歌山県告示第712号**

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第3項の規定により、和歌山下津港（冷水地区）の一部について、別図のとおり重点調整区域の指定を解除するとともに、平成20年和歌山県告示第1586号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）に係る別図を変更し、平成26年6月1日から適用する。

なお、別図は省略し、変更後の図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第713号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、和歌山下津港港湾区域の一部について、別図のとおり開発、利用及び保全上支障のある船舶等の放置等の行為を禁止する区域（以下「放置等禁止区域」という。）に指定するとともに、平成20年和歌山県告示第1585号（港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定）に係る関係図面を変更し、平成26年6月1日から適用する。

なお、別図は省略し、変更後の図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**選挙管理委員会告示**

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
尾花正啓後援会	会計責任者	岩橋延直	湯峯理之	平成 26.4.28	政治団体	
富岡清彦後援会	代表者	父川義孝	上野秀夫	平成 26.5.7	政治団体	
平木哲朗後援会	主たる事務所の所在地	橋本市矢倉脇37-2	橋本市矢倉脇37-1	平成 26.5.9	政治団体	
	代表者	小椋勝保	高橋寛次			

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
谷上しょうけん君を励ます会	山中啓太郎	平成 24.12.30	平成 25.7.9
三浦耕一後援会	中田英夫	平成 26.3.1	平成 26.4.8
あまの正一後援会	石神忠夫	平成 25.12.31	平成 26.4.30
日下ひろき後援会	岩崎優	平成 26.4.30	平成 26.4.30
富岡清彦後援会	父川義孝	平成 16.12.31	平成 26.5.7
一志会	上西浩爾	平成 26.5.1	平成 26.5.9
桐章会	坂口全彦	平成 25.12.31	平成 26.5.12

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

## 政治団体の収支報告書(平成15年分)の要旨

(単位:円)

## 富岡清彦後援会

報告年月日 26.5.7

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨

## 富岡清彦後援会

報告年月日 26.5.7

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨

## 日下ひろき後援会

報告年月日 24.7.13

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 三浦耕一後援会

報告年月日 26.4.8

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

## 日下ひろき後援会

報告年月日 24.7.13

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 三浦耕一後援会

報告年月日 26.4.8

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨

## 谷上しょうけん君を励ます会

報告年月日 25.7.9

1	収入総額	1,050
	前年繰越額	653
	本年收入額	397
2	支出総額	1,050
3	本年收入の内訳	
	寄附	397
	個人からの寄附	397
4	支出の内訳	
	経常経費	1,050
	備品・消耗品費	1,050
5	寄附の内訳	
	(個人からの寄附)	
	谷上 昌賢	397 海南市

## 三浦耕一後援会

報告年月日 26.4.8

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 日下ひろき後援会

報告年月日 26. 4. 30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 桐章会

報告年月日 26. 5. 12

1 収入総額	252, 492
前年繰越額	252, 492
2 支出総額	84, 840
3 支出の内訳	
政治活動費	84, 840
機関紙誌の発行その他の事業費	84, 840
機関紙誌の発行事業費	84, 840

政治団体の収支報告書 (平成25年分) の要旨

## 三浦耕一後援会

報告年月日 26. 4. 8

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## あまの正一後援会

報告年月日 26. 4. 30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 日下ひろき後援会

報告年月日 26. 4. 30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 一志会

報告年月日 26. 5. 9

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 桐章会

報告年月日 26. 5. 12

1 収入総額	1, 407, 952
前年繰越額	167, 652
本年收入額	1, 240, 300
2 支出総額	1, 136, 680
3 本年收入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1, 240, 300
桐章会幹事会 (新年会)	471, 300
桐章会幹事会 (夏の夕べ)	342, 000
桐章会幹事会 (忘年会)	427, 000
4 支出の内訳	
経常経費	1, 050
備品・消耗品費	1, 050
政治活動費	1, 135, 630
機関紙誌の発行その他の事業費	1, 135, 630
その他の事業費	1, 135, 630

政治団体の収支報告書 (平成26年分) の要旨

## 三浦耕一後援会

報告年月日 26. 4. 8

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 日下ひろき後援会

報告年月日 26.4.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 一志会

報告年月日 26.5.9

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 和歌山県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

## 政党の支部

## 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県橋本市第二支部	上田良治	東和秀	橋本市野147番地	○	平成 26.4.30

## その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
三浦耕一後援会	中田英夫	中田英夫	西牟婁郡上富田町南紀の台50-64	平成 26.4.8
九鬼裕見子後援会	九鬼修巳	正垣泰比古	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2226の4	平成 26.4.10
みぞきた好一後援会	中村義彦	菅野昭彦	伊都郡かつらぎ町大藪483	平成 26.4.14
間所正好後援会	間所義次	岡山重人	西牟婁郡すさみ町見老津141	平成 26.4.16
なかじま淳後援会	中嶋淳	中嶋明美	西牟婁郡すさみ町見老津353	平成 26.4.18
藤本憲一後援会	藤本憲一	藤本佳央	伊都郡かつらぎ町妙寺913	平成 26.4.22
松岡宏行後援会	松岡宏行	岡村佳昭	伊都郡かつらぎ町中飯降501-2	平成 26.4.23
村上あけとしを囲む会	中井隆也	松本浩二	和歌山市鷹匠町1-62	平成 26.5.2
富岡清彦後援会	父川義孝	土居倫子	橋本市御幸辻167-1	平成 26.5.7

桐章会	坂口全彦	石川泰廣	和歌山市南出島79-15	平成 26. 5. 12
-----	------	------	--------------	-----------------

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

平成26年3月16日執行の和歌山県議会議員橋本市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年3月16日執行 和歌山県議会議員橋本市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,412,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上田 良治	所属党派	自由民主党	期間 3月30日から 4月29日まで	第2回分
出納責任者氏名	上田 由美				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円			
その他の寄附	件	円	人件費		円
その他の収入		円	家屋費		円
今回計		円	選挙事務所費		円
前回計		2,268,000 円	集会会場費		円
総計		2,268,000 円	通信費	14,896 円	
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
			休泊費		円
			雑費		円
			今回計	14,896 円	
			前回計	1,767,545 円	
			総計	1,782,441 円	

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ピラの作成	
	ポスターの作成	361,095円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	361,095円

報告書受理年月日	平成26年5月2日	第 2 回報告分
----------	-----------	----------

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成26年5月30日

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示する期間

平成26年6月2日から平成27年6月1日まで